

庁舎の管理に関する業務・電気供給業務に係る競争入札参加資格審査【変更・削除申請の手引き】 ～個別編～

島根県総務部管財課
財産活用推進室

庁舎の管理に関する業務・電気供給業務に係る入札参加資格認定を受けられた方（名簿の有効期間が令和9年12月31日までの方）で、下表「個別審査項目変更事項」欄に掲げる事項に変更があったときには、島根県電子調達システム（資格申請システム）により速やかに変更申請してください。

- ※ なお、共通審査項目に係る変更については、別途「**島根県電子調達システム（資格申請システム）による物品・役務 入札参加資格申請の手引き（共通編）**」をご確認ください。
- ※ 共通審査項目：本社情報、受任者情報、役員の新規就任など

1. 申請方法

営業品目の修正については、島根県電子調達システム（資格申請システム）により変更の申請をして下さい。その他の変更事項については下表のとおり添付書類を送付してください。

- ※「**令和7～9年入札参加資格変更申請チェック表（物品・役務）**」を島根県総務部管財課のホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ表中の添付書類と一緒に送付してください。

【個別審査項目変更事項】

変更事項	変更申請 チェック表	資格申請 システム 入力画面	添付書類
(1) 庁舎の浄化槽保守点検業務にあつては、「浄化槽保守点検業」を営む区域	11 その他	システム 入力不要	① 浄化槽保守点検業許可証の写し
(2) 庁舎の浄化槽清掃業務にあつては、浄化槽法に規定する「浄化槽清掃業」の許可を受けている県内の市町村名 又は 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥の収集運搬）の許可を受けている県内の市町村名			① 浄化槽清掃業許可証の写し ② 一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥）許可証の写し ※許可を受けている県内の市町村の許可証全てを添付して下さい。
(3) 庁舎の廃棄物処理業務にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理業（一般ごみの収集運搬・処分）の許可を受けている県内の市町村名			① 一般廃棄物収集運搬業許可証の写し ② 一般廃棄物処分業許可証の写し ※許可を受けている県内の市町村の許可証全てを添付して下さい。

変更事項	変更申請 チェック表	資格申請 システム 入力画面	添付書類
(4) 登録業務の追加 (営業品目)	11 その他	営業品 目画面	<p>【提出書類（全業務共通）】</p> <p>① 入力内容確認画面を印刷したもの (システムから出力)</p> <p>② 業者基本情報(島根県/役務)(別紙2)</p> <p>③ 業務に係る資格及び許認可等調書(別紙3)</p> <p>④ 障害者雇用状況報告書の写し</p> <p>⑤ しまねゆめいくカンパニー認定書の写し</p> <p>⑥ こっころカンパニー認定書の写し</p> <p>⑦ しまね女性の活躍応援企業登録証の写し</p> <p>⑧ ISO14001 認証の登録証の写し</p> <p>※ ⑤～⑧は該当者のみ提出</p> <p>【業務ごとの提出書類】</p> <p>① 下記2.「申請する業務ごとに提出する書類」に記載されている書類(今回追加される業務に関する部分のみの提出)</p> <p>※ 書類の様式については、島根県総務部管財課のホームページからダウンロードしてください。</p> <p>※ 書類の作成方法については、ホームページに掲載している「【島根県・役務】入札参加資格審査申請の手引き(個別編)」及び記載例等をご確認ください。</p>
(5) 登録業務の削除 (営業品目)			<p>① 理由書(様式自由)</p> <p>※日付、商号又は名称、代表者職名・氏名、登録を削除する理由を記載(要押印)</p>

2. 申請する業務ごとに提出する書類

No.	業務名	法人	個人	提出する書類、注意事項等
1	清掃業務	△	△	「建築物清掃業登録」又は、「建築物環境衛生総合管理業登録」がある場合は、登録証の写し。申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること。
2	機械 警備業務	○	○	警備業法に規定する「警備業」の要件を備えていることを示す公安委員会の認定証の写し(または標識の写し)。申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること。
3	警備員 警備業務	○	○	警備業法に規定する「警備業」の要件を備えていることを示す公安委員会の認定証の写し(または標識の写し)。申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること。
4	貯水槽 清掃業務	△	△	「建築物飲料水貯水槽清掃業登録」がある場合は、登録証の写し。申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること。
5	害虫等 防除業務	△	△	「建築物ねずみ・昆虫等防除業登録」がある場合は、登録証の写し。申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること。
6	浄化槽保守 点検業務	○	○	島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例又は松江市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に規定する「浄化槽保守点検業者登録証」の写し。申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること。
7	浄化槽 清掃業務	○	○	浄化槽法に規定する「浄化槽清掃業」の市町村長の許可の写し、及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する「一般廃棄物処理業(浄化槽汚泥の収集運搬)」の市町村長の許可証の写し(許可を受けている県内の市町村(旧市町村)分全てを添付する)。申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること。
8	廃棄物 処理業務	○	○	<p>【一般廃棄物】 一般廃棄物の収集運搬を希望する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する「一般廃棄物収集運搬業(浄化槽汚泥除く)」の市町村長の許可証の写し。一般廃棄物の処分を希望する場合は同法に規定する「一般廃棄物処分業」の市町村長の許可の写し(許可を受けている県内の市町村分全てを添付する)。</p> <p>【産業廃棄物】 産業廃棄物の収集運搬を希望する場合は、同法に規定する「産業廃棄物収集運搬業」の都道府県知事の許可証の写し。産業廃棄物の処分を希望する場合は同法に規定する「産業廃棄物処分業」の都道府県知事の許可の写し。</p> <p>【特別管理産業廃棄物】 特別管理産業廃棄物の収集運搬を希望する場合は、同法に規定する「特別産業廃棄物収集運搬業」の都道府県知事の許可証の写し。なお、特別管理産業廃棄物の処分を希望する場合は同法に規定する「特別産業廃棄物処分業」の都道府県知事の許可の写し。</p> <p>【共通事項】 申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること。</p>
9	空調機器保 守点検業務			

10	昇降機保守 点検業務	○	○	昇降機検査資格者登載証の写し及び当該資格者を雇用していることを証する書類(※)の写し(3名までは全員、3名を超える場合は3名分)。 ※資格者氏名、資格の種類及び雇用者以外の個人情報はマスキングして提出してください。
11	消防用設備 点検業務	○	○	消防設備士免状の写し(両面)又は消防設備点検資格者免状の写し及び当該資格を有する者を雇用していることを証する書類(※)の写し(甲・乙は共通として、各県、各種ごとに3名までは全員、3名を超える場合は3名分)。 ※資格者氏名、資格の種類及び雇用者以外の個人情報はマスキングして提出してください。
12	オイルタンク 清掃点検 業務	△	△	地下タンク等定期点検事業者認定がある場合は認定証の写し。申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること。
13	電気設備保 守点検業務			
14	電話交換設 備保守点検 業務			
15	ボイラー保 守点検業務	○	○	ボイラー整備士免許証の写し(両面)及び当該資格者を雇用していることを証する書類(※)の写し(3名までは全員、3名を超える場合は3名分)。 ※資格者氏名、資格の種類及び雇用者以外の個人情報はマスキングして提出してください。
16	電気供給業 務	○	○	電気事業法に規定する「小売電気事業者登録」を受けていることを証明するもの又はその写しを提出してください。

3. 書類提出先・問い合わせ先

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地

島根県総務部管財課 財産活用推進室 一元化第2係 【島根県の役務担当】

電話：0852-22-6499 FAX：0852-22-6037

E-mail：nyusatsu-kanzai@pref.shimane.lg.jp